

令和 6 年度 高校教育を巡る最近の動き 別綴じ資料

(令和 6 年 5 月 10 日版)

資料 1	高等学校教育の在り方ワーキンググループ「中間まとめ」概要	1
資料 2	「中間まとめ」概要 説明リーフレット	2
資料 3	「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改正の概要	5
資料 4	各都道府県における、高等学校の適正規模に関する基準の例	7
資料 5	各都道府県における将来的な学級規模の推移の分析例	8
資料 6	教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策 (提言)【概要】	10
資料 7	高等学校の教員定数改善を求める全高長としての 今後の取り組みについて	11
資料 8	今後の教育課程、学習指導及び学習評価の在り方に関する 有識者検討会について	12
資料 9	有識者会議関連資料 第 4 回において各委員から示された課題意識 第 5 回における主な意見について	14
資料 10	高等学校 DX 加速化推進事業 (DX ハイスクール)	24
資料 11	大学入学者選抜における総合型選抜の導入効果に 関する調査研究	27

令和 6 年 5 月 10 日
全国高等学校長協会

高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ（令和5年8月） 概要

I. これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方

高校教育の実態が地域・学校により非常に多様な状況にあるため、質の確保・向上に向けて、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要

■ 多様性への対応

- 地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現

■ 共通性の確保

- 「自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力」の育成
- 「自ら問いを立て、多様な他者と協働しつつ、その間に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力」の育成
- 「自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力」の育成
- 義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、「知・徳・体のバランスのとれた土台」の形成

に

取り組む
ことが
特に重要

II. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

主な手段の
凡例 ○：法令・通知等 □：予算事業（予算事業によって調査を行うものを含む）◇：調査 ☆：その他取組

1 少子化が加速する地域における 高校教育の在り方

- 少子化の影響により多くの地域で統廃合が進行。今後も15歳人口の減少は一層加速。小規模校の教育条件の改善が必要。
- 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化が必要。

小規模校の教育条件の改善に向けて

- 教科・科目充実型遠隔授業における要件（受信側教室の教員配置要件、対面授業に係る要件）の弾力化
- 全日制・定時制課程における通信教育の活用に向けた制度改正（国内の他の高校に一定期間留学する場合等）
- 配信センターの体制・環境整備、学校間連携等の促進
- ◇ スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校教育活動の実施・改善、学校の特色化・魅力化
- ☆ 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営
- 地域や学校を越えた生徒同士の学びのプラットフォームの構築
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入等による学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校における働き方改革の推進、コーディネーター等の配置支援

2 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

- 不登校児童生徒数が義務教育段階を中心に増大。高校段階では通信制の生徒数が近年急増。
- 全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、柔軟で質の高い学びを保障していくことが必要。

生徒の多様な学習ニーズに応える 柔軟で質の高い学びの実現に向けて

全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保

- 自宅等からの同時双方向型の遠隔授業や通信教育の活用に向けた制度改正
- 上記に係るモデル事例の創出
- 履修・修得の柔軟な認定の促進
- 学びの多様化学校や校内教育支援センターの設置促進
- 不登校経験が不利益に扱われない高校入学者選抜 等

□ 通信制課程における優良事例の創出等

◇ 不登校生徒に対する継続的な実態調査

☆ 通信制課程の制度や特徴に係る情報発信

- SC・SSWの配置充実、心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等
- 公立通信制高校等の機能強化等
- 通級指導・日本語指導の実施に向けた体制整備
- 学校と地域社会の連携・協働の推進

3 社会に開かれた教育課程、 探究・文理横断・実践的な学び

- 高校生の3割が家や塾で学習を「しない」と回答。
- 授業の満足度・理解度は学年が上がるとともに低下。
- 多くの高校で文理のコース分けがなされ、特定の教科を十分に学習しない傾向。

全ての生徒の学びの充実にに向けて

- 普通科改革の促進、コーディネーターの配置支援を通じた探究・文理横断・実践的な学びの推進
- グローバル人材育成に資する拠点校の整備等、国際的な教育を行う高校の整備推進・運営支援
- 理数系教育の更なる充実
- 産業界等と専門高校の連携・協働の強化、取組の横展開に向けた支援
- 学校における働き方改革の推進
- 教師の資質・能力の向上のためのオンライン研修コンテンツの開発支援、探究型の研修の開発・普及
- ☆ 大学入学者選抜の改善（学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善、文理横断的な学びを進める観点からの出題科目の見直し等の促進）
- 学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校間連携等の促進

中間まとめ本文はこちら→



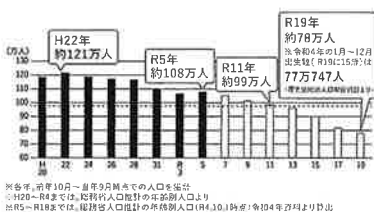
現在の高等学校には、中学校を卒業後ほとんどの生徒が進学しています。そのため、生徒は様々な入学動機や進路希望、興味・関心を持って高校に通っています。また、社会全体では少子化が進み、不登校経験を持つ生徒も増えています。そのような中で、これまでのままの学校のあり方では、生徒一人一人の多様な学習ニーズに対応しきれない場合もあります。そのような課題に対応して、「生徒を主語にした」高等学校教育の実現を目指す必要があります。

高等学校教育を取り巻く現状と課題

1

少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方

少子化の影響により、多くの地域で統廃合が進行しています。また、今後も15歳人口はより減少していく見込みのため、生徒数が少ない小規模校でも、多様なニーズに応じた学習内容の充実のための工夫や改善が必要です。

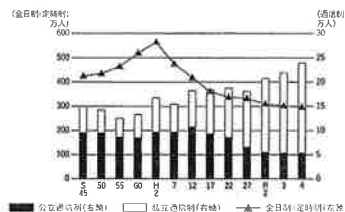


対策案 P2～3

2

全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

小中学校で不登校の児童生徒数が増え、高校段階では不登校経験を持つ生徒が通信制高校に入学する例も増えています。不登校となっても全日制・定時制でも学び続けられるように、学びの柔軟化などが必要です。



対策案 P4～5

3

社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進

高校生の3割が家で全く勉強しないなど、学習時間の課題や、授業の満足度・理解度に課題があります。また、多くの高校で文理分けがなされ、特定の教科について十分に学習しない傾向もあります。さらに、大学においてはデジタルなどの成長分野への学部再編などが進んでいますが、文理選択で理系を選択する生徒が少ないという現状もあります。

そのため、生徒の各教科・科目への関心を、文理横断的に幅広く高めると同時に、将来の自分の在り方や社会との関わり方を意識しながら学べるようにすることが必要です。

対策案 P6

1. 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方

詳細はこちらをご覧ください(P7～13)



小規模校の教育条件の改善に向けて

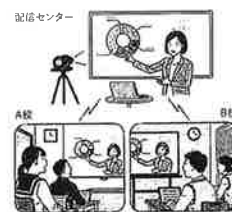
1 遠隔授業を受ける教室



高校生の皆さんが受けられる教科・科目の選択肢を広げるため、条件にえば、受信側の教室等において教員免許をもっていない様々な職員の方がサポートできるようにします。

解説
 遠隔授業とは、当該教科の免許を持った先生(配信側)が、例えば、離島や中山間地域などの学校にいる生徒(受信側)に向けて、オンラインで授業を行うことです。これまで、受信側に教員免許をもった先生がいなかった場合は、授業を行えなかったが、一定の条件を満たせば、教員免許をもっていない学校の職員(スクールカウンセラーや学習補助員など)が教室にいれば授業を行えるようになります。

3 多様な学習ニーズに対応する環境



遠隔授業や通信教育を活用した学校間連携等のネットワークを構築するための配信センターの整備を進めます。

解説
 高校の通信教育とは、通信制の高校で行われている教育のことです。全日制課程や定時制課程とは違い、毎日登校する形式ではなく、①自宅などで課題に取り組み、先生が添削を行う
 ②学校等に登校して、対面で指導を受ける(面接指導)
 ③試験
 の3つで、単位修得を行います。

2 遠隔授業における対面授業



高校生の皆さんが受けられる教科・科目の選択肢を広げるため、離島・中山間地域等の事情がある場合、先生と生徒の関係などを重視しつつも、柔軟に対面授業の回数を設定できるようにします。

4 通信教育の活用



国内の他の高校に一定の期間留学した場合などに、履修できなかった科目を通信教育でも勉強できるようにします。

解説
 離島や中山間地域にある高校などに高校2年生の1年間通う「地域留学」の仕組みなどがあります。ただ、別の学校で学ぶため、時間割(カリキュラム)が異なることで履修できない科目が発生してしまうことがあります。



小規模校の教育条件の改善に向けて

5 学校の魅力化・特色化



学校の指針となるスクール・ミッション、スクール・ポリシーを常に改善することや、地域や大学と連携した授業を行う高校づくりなど、各学校の特色化・魅力化を引き続き進めることで、生徒にとって魅力的な学校づくりを進めます。

解説
 ■スクール・ポリシーとは、簡単に言うと、目指す学校の在り方のことです。
 ■スクール・ミッションとは、簡単に言うと、その学校の教育活動の基本方針のことです。

6 地域を越えたつながり



小規模高校などの生徒でも、総合的な探究の時間などで、同じ興味・関心を持っている仲間を見つけて学び合える環境づくりを目指します。

7 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営

8 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入等による学校と地域社会の連携・協働の推進

解説
 コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みです。

9 学校における働き方改革の推進、コーディネーター等の配置支援

解説
 コーディネーターは、高等学校の魅力化・特色化にあたり、学校と学校外の様々な関係機関との連携の中枢となる専門人材です。

03

2. 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

詳細はこちらをご覧ください(P13～19)



生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて

1 不登校生徒の自宅からの遠隔授業・通信教育



全日制・定時制課程の不登校生徒が学習を続けられるように、単位数の上限の範囲内で、自宅等から高校の同時双方向型の遠隔授業を受講することを可能としたり、通信教育の活用を可能とするために制度を改正しました。

3 自宅等からの同時双方向型の遠隔授業や通信教育の活用に向けた制度改正に係るモデル事例の創出

4 不登校経験が不利益に扱われない高校入学者選抜等

解説
 調査書（内申書）において欠席日数が多い場合でも、自己申告書の提出により高校入学への意欲を示す機会を確保する等の入学者選抜が行われる例があります。

2 通信制課程の質の確保・向上



通信制課程については、より質を確保・向上させることが必要です。また、少ない登校回数下でも、人間関係を構築しながら、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働する環境を整えるために、モデルとなる優良事例をつくります。

5 学びの多様な学校や校内教育支援センターの設置促進

解説
 学びの多様な学校では、不登校生徒に配慮したカリキュラムで教育を実施することができます。

6 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実など



生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて

⑦ 公立通信制高校等の機能強化



公立通信制高校等を機能強化し、中心拠点・配信センターとして、遠隔授業や通信教育を活用したネットワークを構築するモデルを創出します。

⑨ 通信制課程の制度や特徴に係る情報発信

⑩ 不登校生徒に対する継続的な実態調査

⑪ 通級指導・日本語指導の実施に向けた体制整備

解説

・通級指導は、通常の学級に在籍する児童生徒に、一部の時間で、障害に応じた特別な指導を実施する指導形態です。
・日本語指導が必要な外国人生徒等一人一人の状況に応じた日本語指導を行います。

⑧ 履修・修得の柔軟な認定の促進

遠隔授業や通信教育、補講などによって十分な学習ができた場合には、生徒一人一人の実情に応じて柔軟に履修・単位修得の認定ができるように、教育委員会や学校などの理解促進を行います。

⑫ 学校と地域社会の連携・協働の推進

05

3. 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進

詳細はこちらをご覧ください(P19～25)



全ての生徒の学びの充実に向けて

① 探究的な学びなどの推進



探究・文理横断・実践的な学びの推進や、高校の特色化・魅力化を進めます。そのために、学校外の様々な関係機関等との連携協力体制の整備や、その連携協力を支えるコーディネーターを学校に配置できるよう支援します。

③ 専門高校と産業界等との連携・協働の強化



専門高校において、企業等の外部の方が学校運営に参画して、協働して社会に開かれた教育課程を実現する取組を進めます。

② グローバル人材育成に資する拠点校の整備



国内外の大学等との連携で文理横断的に社会課題の解決や学術的な問いに向き合う探究的な学びを推進するため、グローバル人材育成に資する拠点校の整備などを行います。

④ 理数系教育の更なる充実

⑤ 学校における働き方改革の推進

⑥ 教師の資質・能力の向上のためのオンライン研修、コンテンツの開発支援、探究型の研修の開発・普及

⑦ 大学入学者選抜の改善

(学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善、文理横断的な学びを進める観点からの出題科目の見直し等の促進)

⑧ 学校と地域社会の連携・協働の推進

⑨ 学校間連携等の促進

「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改正の概要（1/2）

1 学校教育法施行規則改正（令和6年4月1日施行）

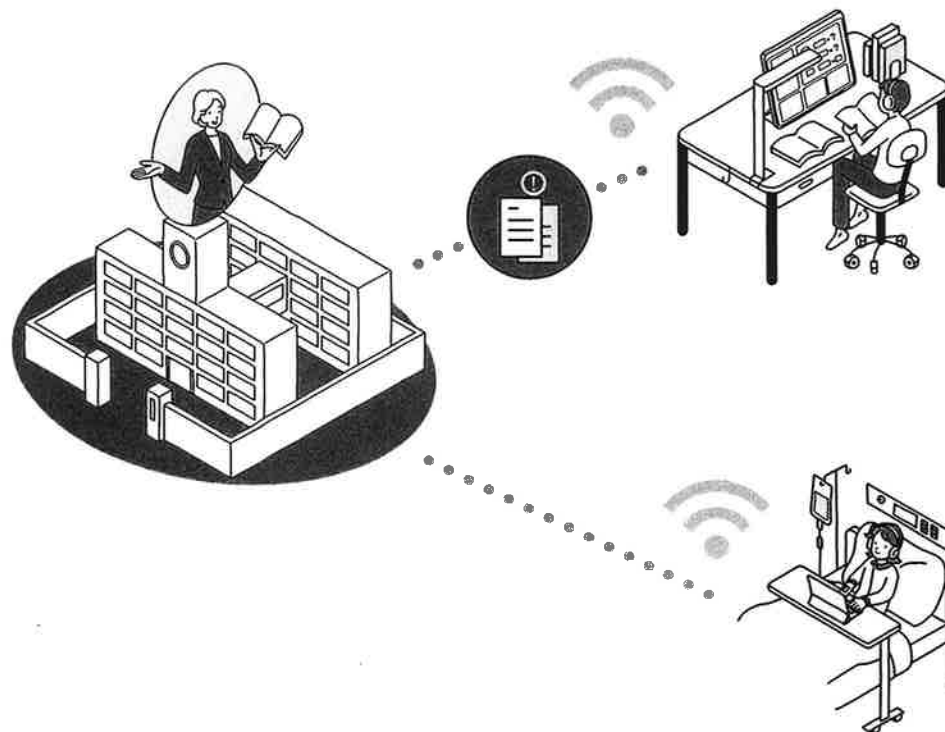
（1）不登校生徒等向けの通信教育の実施 （施行規則第88条の4関係）

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（「不登校生徒」）、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（「病気療養中等の生徒」）その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。

（2）修得可能な単位数に関する規定の整備 （施行規則第96条関係）

不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数、上記（1）の方法により修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は他校の通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位までとする。

※病気療養中等の生徒に対する遠隔授業及び通信教育については、現行の遠隔授業と同様、単位数の制限無く行うことができる



I 第96条第3項で定める単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

① 不登校生徒が、学修継続のため、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室等）で遠隔授業を履修し、修得する単位

（第96条第2項第2号）

【教室外・通信教育（自校）】

② 施行規則第88条の4の規定に基づく通信教育により修得する単位

【教室外・通信教育（他校・他課程）】

③ 全日制の課程の生徒が、施行規則第97条の規定に基づき、通信制の課程との学校間連携・課程間併修により修得する単位

①+②+③（教室外で修得できる単位数）が、合計で36単位以下となる必要

II メディアを利用して行う授業（遠隔授業）により修得する単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

左記
①

【教室内・遠隔授業】

④ 在籍する高等学校等では対面で実施されない多様な科目の授業や習熟度別指導による遠隔授業等を進路の実現のために履修し、修得した単位

（第96条第2項第1号）

①、④それぞれが36単位以下となる必要

※①については左記合計が36単位以下となる必要

「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改正の概要（2/2）

2 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（通知）改正関係（令和6年4月1日～）

（1）受信側の教室等への教員配置

以下の場合においては、例外的に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない

- ① 以下を全て満たし、教員に代えて学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高校等の職員（校長の指揮監督下）を配置する場合
- 受信側の教室等に当該高校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となる

- 受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合

※ ただし、当該高等学校等ごとの教員数が、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）の定めるところによる教職員の定数の標準を満たしていることが前提（教員数の合理化を目的に安易に教員に代えて職員を配置することは本特例措置の趣旨に合致しない）

- ② 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等）において、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合

（2）対面により行う授業の時間数

以下の場合においては、例外的に、対面により行う授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも認められる

- ① 以下を全て満たす場合

- メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う
- 同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にある
- 配信側の教員が過年度における授業を担当している等、配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用しての授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合

- ② 病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合

（3）その他配慮いただきたい事項（柔軟な履修等）

教務規程等において、慣例として、授業への出席の回数を履修や単位認定の要件として課しているところ、遠隔授業や通信教育の実施、補講その他適切な指導の実施等により、生徒一人一人の実情に応じて柔軟に履修・単位修得を認めることが望まれる

【主な留意点等】

・教育上支障がないと認められる場合… 以下の①、②をともに満たすこと。
（上記（1）関係）

- ① 受信側の教室等の生徒数、活用するメディアの態様等を踏まえて、配信側の教員が生徒一人一人の学習状況を見取ることが可能な人数規模で、授業を実施するものであること。（実証結果に基づき、大型ディスプレイ越しに生徒の様子を確認する場合で最大5名程度、1人1台端末を活用した画面共有機能や共同編集機能等による場合で最大15～20名程度以下）
- ② 配信側の教員と、受信側の教室等に配置される職員とが授業の進め方や生徒の状況に係る事前の打合せを行い、役割分担を明確化した上で、遠隔授業が実施されること。また、受信側の教室等に配置される職員が、当該役割を十分に認識し、果たすことができる者であること。

・自宅で遠隔授業を受けた場合の出欠… 出席扱いにすることが可能。その際、画面やチャットツール等を通じて生徒の学習状況を把握することにより、出席扱いと認めることが考えられる。

各都道府県における、高等学校の適正規模に関する基準の例

高知県の場合（県立高等学校再編振興計画より抜粋）

【学校規模の基準】

◇ 適正規模

- ・ 適正規模としては、「1 学年 4 ～ 8 学級」が必要です。
- ・ 一定の生徒数が見込まれる高知市及びその周辺地域は、より活気あふれる学校づくりができる「1 学年 6 学級以上」の学校規模の維持に努めます。

◇ 過疎化が著しく、近隣に他の高等学校がない学校

- ・ 地域の学びの機会を保障するために、最低規模を「1 学年 1 学級（20 人以上）以上」として維持します。

◇ 学び直しの機能を持った学校

- ・ 不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害のある生徒等を受け入れる体制を整えた学校の最低規模を「1 学年 1 学級（20 人以上）以上」として維持します。

◇ 分校の最低規模

- ・ 「1 学年 1 学級（20 人以上）」とし、この規模を下回った際に、募集停止の猶予期間は「入学者数が 20 人に満たない状況が 3 年間で 2 度ある場合」を「2 年連続して満たない状況になった場合」に緩和し、平成 27 年度から新たに適用します。

長崎県の場合（第三期長崎県立高等学校改革基本方針より抜粋）

適正な学校規模の基準

県立全日制高等学校の適正な学校規模の基準は、1 学年 3 ～ 8 学級（120 ～ 320 人）を標準とし、適正配置の観点等から必要性が認められる場合においては、上記の標準を 1 学級下回る又は 1 学級上回る規模の高等学校の配置についても弾力的に取り扱う。

ただし、次のア、イについては、地域性等に鑑み、1 学年 1 学級の学校として配置するものとする。

ア 第二期基本方針及び第三期基本方針の計画期間内において、キャンパス校の導入が認められた高等学校。

なお、該当校における第一学年の在籍者数は、20 人以上を望ましい人数とする。

イ 小中高一貫教育を実施している一島一高等学校。

なお、該当校における第一学年の在籍者数は、10 人以上を望ましい人数とする。

各都道府県における将来的な学級規模の推移の分析例①

岡山県における、各学区の1学年あたり学級数別学校数の予測

※学校数を維持しながら、均等に学級減を進めた場合の見込み（公立全日制（中等教育学校を含む））を岡山県教育委員会において推計したもの。

西備学区

学級数	H29	H40	H43
9学級			
8学級			
7学級			
6学級			
5学級	2 _{*3}		
4学級	3	1	
3学級	1	4	3
2学級		1	3
1学級			

*3 井原高校（北校地3・南校地2）を含む

備北学区

学級数	H29	H40	H43
9学級			
8学級			
7学級			
6学級	1 _{*1}		
5学級			
4学級	2	1	1
3学級		1	1
2学級		1	1
1学級			

*1 新見高校（北校地3・南校地3）を含む

倉敷学区

学級数	H29	H40	H43
9学級			
8学級	7	1	
7学級	3	6	7
6学級	2	4	4
5学級	1	1	1
4学級		1	1
3学級			
2学級			
1学級			

美作学区

学級数	H29	H40	H43
9学級			
8学級			
7学級	1		
6学級	1	1	
5学級	3 _{*2}	1	2
4学級	3	3	2
3学級		3	4
2学級			
1学級			

*2 勝山高校（勝山校地4・蒜山校地1）
真庭高校（落合校地3・久世校地2）を含む

岡山学区

学級数	H29	H40	H43
9学級	4		
8学級	4	5	4
7学級	3	4	4
6学級		2	3
5学級	2	1	1
4学級	5	4	3
3学級		2	3
2学級			
1学級			

東備学区

学級数	H29	H40	H43
9学級			
8学級			
7学級			
6学級			
5学級			
4学級	4		
3学級	1	4	3
2学級		1	2
1学級			

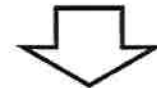
（出典）
岡山県高等学校教育研究協議会
「平成40（2028）年度を目途と
する県立高等学校教育体制の整備
について」（提言）（平成29年
11月）

各都道府県における将来的な学級規模の推移の分析例②

長崎県における、学校規模別の現状と将来予測（県内公立全日制高等学校）

※令和 12 年度予測は、中学校卒業生数の減少に対し、現状の学校数を維持したまま、単純に学級減を行った場合のシミュレーション。

1 学年の学級数	1 学級	2 学級	3 学級	4 学級	5 学級	6 学級	7 学級	8 学級
平成31年度	6校	9校	9校	9校	4校	10校	5校	3校



1 学年の学級数	1 学級	2 学級	3 学級	4 学級	5 学級	6 学級	7 学級	8 学級
令和12年度(予測)	9校	10校	11校	5校	6校	11校	2校	1校

（出典）第三期長崎県立高等学校改革基本方針（令和 2 年 3 月）

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【概要】

～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～

（令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会）

- 「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業
- 我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるもの
- 教師の時間外在校等時間は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要
 - ・国、都道府県、市町村、各学校などが自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組む
 - ・保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する
- 改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること。教師が教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要

本提言は、できることを直ちに行うという考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、これで終わりではない。今後、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について更に議論を進める予定。

取組の具体策

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

(1)「学校・教師が担う業務に係る3分類」

を徹底するための取組

- ・国、都道府県、市町村、各学校のそれぞれの主体ごとに、具体的な対応策の好事例を横展開

(2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し

- ・全ての学校で授業時数について点検し、特に、標準授業時数を大幅に上回っている学校は、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画に見直し
- ・学校行事について、精選・重点化、準備の簡素化・省力化

(3) ICTの活用による校務効率化の推進

- ・学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働

- ・学校における働き方改革等を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化
- ・保護者等からの過剰な苦情等に対しては、教育委員会等の行政による支援体制を構築

(2) 健康及び福祉の確保の徹底

- ・令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた「指針」の実効性の向上
- ・メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出

(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

- ・在校等時間の把握方法等の改めでの周知
- ・徹底、各教育委員会等の状況を丁寧に確認

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(1) 教職員定数の改善

- ・教師の持ちコマ数の軽減等にも資する小学校高学年の教科担任制の強化などの教職員定数の改善

(2) 支援スタッフの配置充実

- ・教員業務支援員の全小・中学校への配置をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員などの配置充実

(3) 処遇改善

- ・給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、主任手当や管理職手当の額を速やかに改善

(4) 教師のなり手の確保

- ・教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討を推進

全高長 第 52号

令和6年3月18日

都道府県高等学校長協会長 様

全国高等学校長協会

会長 石崎 規生

高等学校の教員定数改善を求める全高長としての今後の取り組みについて

日頃より本協会の活動にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

今年度の都道府県高等学校長協会長研究協議会では、文科省から8月末に出された「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」について、11月10日(金)の第2回研究協議会では文科省の安井財務課長による説明とそれに対する質疑応答を行い、1月19日(金)の第3回研究協議会では、静岡県高等学校長協会長の織田敦校長から「高等学校の教諭定数改善を求める」というレポートに基づく発表があり、それを踏まえて活発な意見交換がなされ、定数改善抜きに教員の働き方改革は進まないという多くの意見が出されました。

協議会でも話したように、全高長として引き続き高等学校の教員定数改善について都道府県高等学校長協会長の皆様の協力を得ながら以下のような形で組織的に検討を行い、その内容を文科省で検討が進められている『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について)に反映させるなど要求実現に向けた取り組みを進めてまいります。

協会長の皆様には引き続きのご協力をお願いいたします。なお、次年度協会長が交代する都道府県につきましては新協会長へ引き継ぎをお願いいたします。

【今後の取り組み】

1 検討のためのプロジェクトチームの設置

都道府県高等学校長協会長の有志、協会役員、事務局員等によるプロジェクトチームを設置し、オンライン、対面で検討を進め具体案を作成する。

2 都道府県高等学校長協会長研究協議会での協議

この問題を来年度の協議会の中心テーマとし、文科省担当者からの説明と意見交換、プロジェクトチームの報告等をもとに協議を行う。

3 文部科学省への要望書の提出

プロジェクトチームがまとめた具体案をもとに協会としての要望書を作成し、文部科学省に提出し実現に向けて働きかける。

今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会について

令和 4 年 1 1 月 2 8 日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

平成 29 年から平成 31 年において学習指導要領の改訂が行われ、令和 2 年度以降、各学校段階において順次実施に移され、その定着に向けた取組が進められている。

国においては、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和 3 年 1 月中央教育審議会答申）を受けて、デジタル化などの社会変化が進む次世代の学校教育の在り方について検討するため令和 4 年 1 月 1 4 日に「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」（以下「特別部会」という。）が設置された。同年 10 月 3 日には特別部会の下に「義務教育の在り方ワーキンググループ」「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」が設置され、学習指導要領前文に掲げた「豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる子供たちに必要な資質・能力」の育成を一層重視する中で、今後の社会変化を見据えて学校が果たす役割や、全ての子供たちの可能性を引き出すための多様な学びの在り方など義務教育の意義や高等学校教育の在り方について議論がなされているところである。

このような現状に鑑み、本有識者検討会では、現行の学習指導要領の下での子供たちの学習の状況や学校における学習指導の状況等を踏まえつつ、今後の社会の変化を適切に見据えながら、今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方について、必要な検討を行うこととする。

2. 検討事項

- （1）学習指導要領の実施状況について
- （2）これからの子供たちが学ぶ学校像及び生き抜く社会像について
- （3）今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方について
- （4）その他

3. 実施方法

- （1）別紙の者の協力を得て、検討を行う。
- （2）有識者会議に座長及び座長代理を置き、事務局が委嘱する。
- （3）必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4. 実施期間

有識者会議は、「2. 検討事項」に係る議論を取りまとめたときに廃止する。

5. その他

有識者会議に関する庶務は、初等中等教育局教育課程課において処理する。

(別紙)

今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会

- 秋田 喜代美 学習院大学文学部教授
- ◎天 笠 茂 千葉大学名誉教授
- 荒瀬 克己 独立行政法人教職員支援機構理事長
- 石井 英真 京都大学大学院教育学研究科准教授
- 市川 伸一 東京大学名誉教授、帝京大学中学校・高等学校校長
- 貞広 斎子 千葉大学教育学部教授
- 高橋 純 東京学芸大学教育学部教授
- 戸ヶ崎 勤 戸田市教育委員会教育長
- 奈須 正裕 上智大学総合人間科学部教授
- 富士原 紀絵 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授

◎座長、○座長代理

学習指導要領総則

何ができるようになるか

【前文】

- ・教育の目的・目標
- ・豊かな人生と持続可能な社会の創り手の育成
- ・社会に開かれた教育課程
- ・学校段階等間の接続と小学校学習指導要領 など

何を学ぶか

【総則】

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

- ・生きる力の育成に向けた資質・能力の3つの柱
- ・カリキュラム・マネジメントの充実 など

第2 教育課程の編成

- ・学校のエデュケーション目標
- ・学習の基盤となる資質・能力
(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力)
- ・現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力 など

第3 教育課程の実施と学習評価

- ・単元等のまとまりごとの主体的・対話的で深い学び、
見方・考え方
- ・学習評価（指導と評価の一体化、妥当性・信頼性の確保）
- ・言語活動（言語能力の育成）
- ・コンピュータ等の情報手段活用（情報活用能力の育成）

第4 児童の発達の支援

- ・ガイダンスとカウンセリングによる発達の支援
- ・生徒指導、個に応じた指導、キャリア教育
- ・障害のある児童生徒、日本語指導、不登校児童生徒への配慮

第5 学校運営上の留意事項

- ・校務分掌に基づく役割分担と連携
- ・カリキュラム・マネジメントと学校評価や
各種全体計画との関連付け

実施するために何が必要か

第4回において各委員から示された課題意識

- 豊かな人生と持続可能な社会の創り手の育成は引き続き重要。変化する今後の社会像をどう捉え、その中での学校の姿をどう構想するか。

- 学習者である子供たちの全人的な発達を支え、資質・能力の育成を保障する観点から、学校における教育課程をどのように構想するか。

- ① 幼児教育から高等学校卒業段階までの発達（認知的発達、身体的発達、社会情緒的発達、キャリア発達）をどのように支えるか。
- ② 教育課程全体の学び、各教科等の学びを通して、子供たちにどのような資質・能力の育成を目指すか。
- ③ 子供たちが学ぶ内容を、どのような原理・方法で選択・組織するか。
- ④ 子供たち一人一人の特性等を考慮した教育課程の個性と、それらを包摂する学校の教育課程との調整をどのように図るか。

- 各教科等の目標、内容、方法、評価の在り方をどのように考えればよいのか。

- ① 各教科等の目標（見方・考え方、資質・能力の3つの柱）について改善すべき点はあるか。
- ② 各教科等の内容を、どのような原理・方法で選択・組織するか。
- ③ ①、②を効果的に育成するための方法（教材、指導方法、学習評価）には何があるか。

- これまでの学習指導要領（①学習指導要領改訂の経緯、②総則と教科等との関係、③改訂のコンセプトや用語の周知）を振り返ると、どこに課題があったのか。

- 現行学習指導要領の実現に向けて、学習指導要領の改善とそれを取り巻く諸条件の改善について、どのような方向が考えられるか。

- 学習指導要領の実現に向けた政策形成・展開の在り方をどのように考えればよいのか。

- ① 学習指導要領の用語の定義や伝え方にどのような工夫が考えられるか。
- ② 教育委員会、学校にはどのようなことが求められるか。
- ③ 教育課程の編成・実施に際しての条件整備をどのように考えるか。

○ 我が国が直面するカリキュラムのリデザインとエコシステムの確立に向けて諸外国はどのような戦略をとっているのだろうか。国内に参考となる知見はあるか。

○ 現行学習指導要領の改訂を提言した中教審答申以降の国の教育課程行政を取り巻く提言にはどのようなものがあり、それらは相互にどのように関わっているのか。

第 5 回における主な意見について

- 豊かな人生と持続可能な社会の創り手の育成は引き続き重要。変化する今後の社会像をどう捉え、その中での学校の姿をどう構想するか。

＜予測される社会像、学校像について＞

- 2040 年以降の社会像としては、例えば下記のようなことが考えられるのではないかと。
 - ・ 少子高齢社会、成熟したデジタル社会の到来
 - ・ 一人一人の幸せ・ウェルビーイングと、持続可能な社会づくりの両立
 - ・ 自立した個の参加・参画と、協働による社会の構築
 - ・ 「公正」重視の社会と、多様性を重視した「共生」重視の社会
- 上記のような社会から考えられる 2030 年頃の学校像としては、
 - ・ 2040 年以降の社会を創造する主役としての「一人ひとり」を育む教育を重視したり、
 - ・ 豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力を育むための豊かな学習経験を提供したりすることが求められているのではないかと。
- 2030 年代の学校においては、予測困難な時代を生きる資質・能力を育てる、コンピテンシー（資質・能力）を基盤とした教育課程とともに学習の伴走者としての教師が存在し、カリキュラム・マネジメントと組織のマネジメントが一体的・両立的に実施され、発展させた、「スクールマネジメント」の充実がなされることが理想的なのではないかと。

＜社会における学校教育の位置づけについて＞

- 「教育改革」と言うと学校で学ぶ内容を改革するイメージが強いが、最近の潮流ではそのみに留まらず、学習環境全体をデザインするという視点の下で、公教育における教育課程行政の在り方も含めた議論が必要ではないかと。
- 高等学校など段階によっては、例えば進学指導を学校から切り出して民間に委ねる方法もあるかもしれないが、義務教育段階も果たして同様に考えることができるのか。公教育として公立学校が安心して通える場所であり続けることができるよう、学校段階で区別しながら、そのガバナンスの在り方を如何に考えるべきではないかと。
- 大学進学を目指す生徒が多い高等学校において、教師・生徒共に相当なエネルギーを費やす受験準備についてどのように考えるべきか。高等学校では、キャ

リア教育や市民性教育、限定された必要な学力をつけることに徹し、受験準備教育は民間に委ねるべきか。又は受験準備教育も含め高等学校が担うべきなのか、そうであればどのように担うべきか。そうした議論がなされなければ、学習指導要領で理想を語っても実態は変わらないのではないか。

<社会に開かれた教育課程の実現と学習指導要領の役割>

- 「コンピテンシーベース」というのは、いかに社会に導けるかという広義のキャリア教育ではないか。子供たちが世の中をわくわく感を持って見るができるような世界観をカリキュラムに実装できるかや、教育関係者もこのわくわく感を持てるようにするために何ができるかを考えることが重要ではないか。このため、子供たちが今の世の中の形を、社会科や総合的な学習・探究の時間等で実感を持って捉えていくような「社会に開かれた教育課程」を真に実現していくことが重要なのではないか。
- 高校生が在学中に成年年齢を迎えることを踏まえれば、キャリア教育を一層充実させていく必要があるのではないか。様々な教科等の学習もキャリア教育という観点で収められていくのではないか。
- 公教育の目的は、自立した学習者を育成することと、共通に必要な資質・能力を育成することだが、この目的は達成できているのか、達成に当たり学習指導要領は貢献できているのか。むしろ学びたい気持ちの火を消しているようなことはないか、学びの試行錯誤ができるようになっているか。
- これまでの学校教育においては、教師も生徒も「あなたは何をしたいのか」を問われることが少なかったが、今後は、自分という主語を意識することが重要となってくるし、それこそが個別最適な学びの核心なのではないか。
- 生徒達が自分の今後について時間をかけて考えられるようにすることや、そのような考察をすることができるような機会を保障しつつ学習指導要領の内容はさほど広げずに教育の質を高めることを考えるのがよいのではないか。
- 学習指導要領を考える上で、いかにして生徒の自己決定ができるような場面、余地を残しておくのか、そういう隙を残しておく、委ねる時間、任せる時間をつくることが重要ではないか。

<高等学校教育の在り方について>

- 各学校がスクールミッションやスクールポリシーを検討し、生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化を進めていくことが必要。
- 今後の学校教育においては、現行学習指導要領の内容が定着し、一人一人の学びが進んでいくこと、その際には少なくとも義務教育段階の学習内容が定着し、そういった基礎に基づいて探究したり、進路選択を自らできるようになること

が重要ではないか。

- 高校生の授業等に対する満足度・理解度が、学年が上がるとともに低下傾向にある、また社会参画の意識が国際的に見て比較的低い、などといったデータが存在することを踏まえれば、生徒が高い意欲を持って学習し自身の可能性や能力を最大限伸長できるよう、「社会に開かれた教育課程」の実現や探究的な学び等の推進が改めて必要なのではないか。

<高等学校と大学との学びの接続について>

- 大半の生徒が大学進学するような高等学校においては、大学入試が学校教育に与える影響は大きい。順番として、大学教育の変化によって高等学校に変化がもたらされるのではなく、高等学校教育が大学教育に影響を与えるべきといった発信をする必要があるのではないか。
- 学校の特色化については、日本では子供や保護者の選択行動に影響され、水平的ではなく垂直的に序列化される力が働く。これを踏まえれば、水平的な特色化といった方向に向かっていくための展望や、様々な質保証の在り方をどのように考えるべきか、議論が必要ではないか。
- 大学入学選抜の際、高等学校における学びを見た上で選抜して欲しいと主張したとして、大学側の様々な反応はあるものの、選抜性の高い大学は、入学後に自分で学習できる生徒に来て欲しいと思うのが通例ではないか。
- 大学が探究的な学びを重視し、定員の一部について特別な形の入試を実施することはあっても、そうした定員を広げることは、マンパワー的にも厳しく実現は難しいのではないか。
- 生徒が志望大学に進学したいという気持ちも分かるし、高等学校がそのためのサポートをせざるを得ないという点もある。塾や予備校に行けない地域・状況の子供に対してはどのように対処するのかについても考える必要があるのではないか。

- 学習者である子供たちの全人的な発達を支え、資質・能力の育成を保障する観点から、学校における教育課程をどのように構想するか。

<教育課程全体について>

- これからの時代は予測困難であるが、だからこそ生きがい、やりがいのある時代を生み出すためのメッセージをどのように発信していくのかも大きなテーマの一つではないか。その中で、学習指導要領の中身をどのように考えるべきかは、検討課題の一つとしてあるのではないか。

- 予測される社会像や、そこから考えられる学校像を踏まえれば、教育課程については下記の論点から議論が必要ではないか。
 - ・ 知・徳・体の育成をどのように捉えるか、
 - ・ 「生きる力」や「資質・能力」の路線の継承についてどのように捉えるか、
 - ・ 急速な社会の変化への漸進的立場を堅持するかどうか含め学習指導要領について、どのように捉えるか。
- 教育課程をめぐる検討課題としては、例えば下記があるのではないか。
 - ・ 個別最適な学びと協働的な学びの実現（授業時数、学習空間、学習集団・生活集団の在り方等）
 - ・ 成熟化したデジタル社会が問いかける教育課程（体験学習の見直し、倫理・道德の新たな在り方、芸術系教科等の在り方等）
 - ・ 学校組織のイノベーションの推進者として、学習指導要領改訂における教職員の位置づけの転換等
- 学習指導要領の理念を一層高次を実現するための学習基盤としてデジタル活用を位置づけることも大切ではないか。
- 学習指導要領の役割について、これまでのように公教育において共通に指導する内容を示した設計図であるとの捉え方もあるが、これからは、学習者の視点に立って、子供たち一人一人の経験や学びの履歴などを重視するカリキュラムへの転換を目指すこともまた大切ではないか。2040 年代を見据えた未来社会の構想図、未来社会の創り手へのメッセージとしての学びの地図としての役割を期待したい。

<高等学校の教育課程について>

- 学校教育法第 51 条には高等学校教育の目標の一つとして「個性に応じて将来の進路を決定させ」という規定があるが、そうした力を身に付けさせることが初等中等教育の最後の 3 年～4 年では非常に重要ではないか。
- 高等学校教育は、これまでも「共通性」と「多様性」の観点からその在り方が検討されてきたが、平成 26 年の中央教育審議会の高等学校教育部会においても、全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力（「コア」）は、「社会・職業への円滑な移行に必要な力」、「市民性」とした。生涯にわたり学習するための基盤を育成する初等中等教育の終盤として、高等学校教育がどのような役割を果たすべきかについて中央教育審議会の高等学校教育の在り方 WG においても現在議論がなされているところ。
- 共通性と多様性は、共通するコアと選択できる部分といったように言い換えることもできると思うが、腑分けを考えるべきではないか。これまではとにかく底抜けしないよう、全ての人に最低限の力を身に付けさせるという思考でやっ

てきたが、それを見直すべきではないのか。垂直的な多様化ではない水平的な多様化という観点で考え直さなければ、この行き詰まり感から抜け出せないのではないか。

＜内容選択の原理や方法＞

- 大学進学を目指す生徒が多い高等学校において、教師・生徒共に相当なエネルギーを費やす受験準備の在り方についてどのように考えるべきか。高等学校では、キャリア教育や市民性教育、限定された必要な学力をつけることに徹し、受験準備教育は民間に委ねるべきか。又は受験準備教育も含め高等学校が担うべきなのか、そうであればどのように担うべきか。そうした議論がなされなければ、学習指導要領で理想を語っても実態は変わらないのではないか。【再掲】

＜多様性を包摂する柔軟な教育課程の編成・実施を可能とする仕組みの検討＞

- 日本は段々と多様化してきてはいるが、まだ発展途上にあるのではないかとと思われるところ、多様化をより促し、生み出していくという方向性も大切にすべき点の一つではないか。
- 全日制・定時制・通信制いずれの課程であっても、時や場所等に関わらず学ぶようにすることも必要なのではないか。3つの課程の区分について、実態も踏まえつつ在り方を見直すことが必要なのではないか。「学ぶこと」と「学校に行くこと」を同一視することなく、学校・対面でしか学ぶことができないことや得られない効果とは何かを議論する必要があるのではないか。

■ これまでの学習指導要領（①学習指導要領改訂の経緯、②総則と教科等との関係、③改訂のコンセプトや用語の周知）を振り返ると、どこに課題があったのか。

- 学校を取り巻くシステムや学校組織が旧来の状態に留まったままの状態、学習指導要領を時代の変化に応じて改訂しても、状況を転換するには至らない。こうした課題を乗り越えるための各学校におけるカリキュラム・マネジメントを実現する上では、学校の制度やマネジメントの全体的見直しが必要であり、その際、教育内容、方法、組織の見直しと条件整備、制度改編に関わる審議を、別々ではなく往還的に実施していく必要があるのではないか。
- 学習指導要領改訂に関わる条件整備については、資源の十分な供給・支援、教師等の役割の精選・重点化、学校と地域のパートナーシップ、教育政策のPDCAサイクルの着実な実施等、ソフトとハードの両面から整理・検討する必要があるのではないか。同様の文脈で平成20年改訂の答申では、教育課程行政におけるPDCAサイクルの確立ということが提起されたが、これについては

ほぼ音沙汰無しのような状態ではないか。

- 学校で指導する内容の決定をめぐるPDCAサイクルについて、予測される社会がこうなるために今の子供たちにはこうした資質・能力を育む、といった形で学習指導要領を改訂しているだけでは、PDCAを回しているということにはならないのではないか。
- 学習指導要領改訂の際には、中教審答申の時には優れた形であっても、学習指導要領の形になると、必ずしも全てが実現できている訳ではない部分もある。これは、答申から学習指導要領が作られ、そして教科書が作られる際に何かが起こるためにそのような現象を引き起こしているのではないか。何が起こり、どんな重要なことが損失を受けているのかを議論すべきではないか。
- この国でいかんともしがたい、と言われているようなことは本当にどうしようもないのか。ゼロベースで考える必要があるのではないか。例えば入試の方法や「知・徳・体」など、前例を踏襲してこれからも続けていくということで本当によいのか、長期にはなるだろうが、議論が必要なのではないか。

<学習指導要領改訂の経緯や考え方>

- 平成8年答申が提起した「生きる力」とは、全人的な力であり、人間としての実践的な力、理性的な判断力や合理的な精神だけでなく柔らかな感性も併せ持っていること。
- 平成20年答申は、「知識基盤社会」を背景として、平成8年答申が提起した「生きる力」を、「キーコンピテンシー」の考え方を先取りしたものとしてキーコンピテンシーの考え方を積極的に生きる力の中に取り入れた。
- そうした流れを受けて、平成28年答申では3つの資質・能力の在り方を示した。
- 「生きる力」を、「コンピテンシー」や「資質・能力」といった姿形に整え直した背景には、科学技術の変革に伴う社会・経済の構造の変化や、とりわけ平成28年答申の背景にはAIの社会進出への予見があったと見られる。

<学習指導要領の周知に当たっての課題と要因等について>

- 「生きる力」の言葉の分かりにくさに対応するため、構造化・細目化を図ったが、それがかえって「生きる力」を分かりにくいものとしたのではないか。こうしたことを続けると、卓越した人間でさえ応じきれないような資質・能力のリスト等の出現をもたらす可能性があるのではないか。
- 「コンピテンシーベース」というのは、いかに社会に導けるかという広義のキャリア教育ではないか。子供たちが世の中をわくわく感を持って見ることができるよう世界観をカリキュラムに実装できるかや、教育関係者もこのわくわ

く感を持てるようにするために何ができるかが重要ではないか。このため、子供たちが今の世の中の形を、社会科や総合的な学習・探究の時間等で実感を持って捉えていくような「社会に開かれた教育課程」を実装していくことが重要なのではないか。【再掲】

- 学習指導要領で示された大枠を個々の子供たちに合うようにアレンジするのが教師の仕事だと思うし、日本の教師は目の前の子供をととても大事にするのだが、学習指導要領という大元となるものにおいて、このような社会像を目指すからこそこの資質・能力の育成を目指しているのだ、ということを教師一人一人が理解することは非常に難しいだろうと思う。学習指導要領改訂の度に、その中身を教師に理解してもらうために様々な工夫がなされてきたと思うが、改訂のバックボーンを理解しにくい仕組みをどうにかできないか。

- 現行学習指導要領の実現に向けて、学習指導要領の改善とそれを取り巻く諸条件の改善について、どのような方向が考えられるか。

<学習指導要領の機能について>

- 学習指導要領の役割について、これまでのように公教育において共通に指導する内容を示した設計図であるとの捉え方もあるが、これからは、学習者の視点に立って、子供たち一人一人の経験や学びの履歴などを重視するカリキュラムへの転換を目指すこともまた大切ではないか。2040 年代を見据えた未来社会の構想図、未来社会の創り手へのメッセージとしての学びの地図としての役割を期待したい。【再掲】
- 公教育の目的は、自立した学習者を育成することと、共通に必要な資質・能力を育成することだが、この目的は達成できているのか、また達成に当たり学習指導要領は貢献できているのか。むしろ学びたい気持ちの火を消しているようなことはないか、学びの試行錯誤ができるようになっているか。【再掲】
- これまでの学校教育においては、教師も生徒も「あなたは何をしたいのか」を問われることが少なかったが、今後は、自分という主語を意識することが重要となってくるし、それこそが個別最適な学びの核心なのだろうと思う。【再掲】
- 生徒達が自分の今後について時間をかけて考えられるようにすることや、そのような考察することができるような機会を保障しつつ学習指導要領の内容はさほど広げずに教育の質を高めることを考えるのがよいのではないか。【再掲】
- 学習指導要領を考える上で、いかにして生徒の自己決定ができるような場面、余地を残しておくのか、そういう隙を残しておく、委ねる時間、任せる時間をつくることが重要ではないか。【再掲】

<学習指導要領実施の際の諸条件の改善について>

- 学習指導要領の改訂を見据えれば、教育課程のみに焦点をあてた改革から、教材等の学習者を取り巻く学びの環境や資源のエコシステム全体を見通していくことが必要、との視点をどのように捉えて議論をしていくべきか。
- これまでのように、従来の手法を続けたり、その改善の付け足しをしたりということでは、教育基本法や学習指導要領の総則にある理念のすべては実現してこられなかったのではないか。
- 先生や学校の業務量が増加している現状を鑑みれば、更に付け足すような作業はより困難ではないか。カリキュラム・マネジメントやスクールマネジメント、スクールポリシーといった理念を実現するのは、理解や精神論だけではなく、具体的なツールが必要なのではないか。
- 学習指導要領をどのように変えたとしても、システム、組織が変わらなければ旧来の状況は変わらず、教師は目の前の子供と目の前の学習指導要領に書かれた資質・能力と向き合うしかないという、そのサイクルから抜け出せないのではないか。
- 学校を取り巻くシステムや学校組織が旧来の状態に留まったままの状態、学習指導要領を時代の変化に応じて改訂しても、状況を転換するには至らない。こうした課題を乗り越えるための各学校におけるカリキュラム・マネジメントを実現する上では、学校の制度やマネジメントの全体的見直しが必要であり、その際、教育内容、方法、組織の見直しと条件整備、制度改編に関わる審議を、別々ではなく往還的に実施していく必要があるのではないか。【再掲】
- 学習指導要領改訂に関わる条件整備については、資源の十分な供給・支援、教師等の役割の精選・重点化、学校と地域のパートナーシップ、教育政策のPDCAサイクルの着実な実施等、ソフトとハードの両面から整理・検討する必要があるのではないか。同様の文脈で平成 20 年改訂の答申では、PDCAサイクル確立ということが提起されたが、これについてはほぼ音沙汰無しのような状態と認識。【再掲】
- 学校で指導する内容の決定をめぐるPDCAサイクルについて、予測される社会がこうなるために今の子供たちにはこうした資質・能力を育む、といった形で学習指導要領を改訂しているだけでは、PDCAを回しているということにはならないのではないか。【再掲】
- 学習指導要領改訂の際には、中教審答申の時には優れた形であっても、学習指導要領の形になると、必ずしも全てが実現できている訳ではない部分もある。これは、答申から学習指導要領が作られ、そして教科書が作られる際に何かが起こるためにそのような現象を引き起こしているのではないか。何が起こり、どんな重要なことが損失を受けているのかを議論すべきではないか。【再掲】

○ 教師が外部と調整する際は電話が前提であり、個別のメールアドレスも持っていない教師も中には存在する。そうした社会とも隔離されたデジタル環境にいて、デジタル化した社会と開かれた教育課程をつくると言っても、そう簡単に理解することは難しいのではないか。

■ 学習指導要領の改訂を提言した中教審答申以降の国の教育課程行政を取り巻く提言にはどのようなものがあり、それらは相互にどのように関わっているのか。

○ 諸外国でも評価されている、知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」を今後とも維持するには、抜本的な対応が必要であることを令和答申は提起している。

■ 我が国が直面するカリキュラムのリデザインとエコシステムの確立に向けて諸外国はどのような戦略をとっているのだろうか。国内に参考となる知見はあるか。

○ 本有識者検討会委員に限らず、より多くの教育学的・心理学的専門知識を上手く共有して、選択肢を広げることも考えられるのではないか。世界に散らばっている知識で、現場の教師等が理解しておいた方がよいことというのは実はもっとたくさんあるのではないか。

○ 国際機関であるOECDのみを参考とするのではなく、それぞれの加盟国がOECDという標準枠組みの下で、それぞれの事情の下どのように教育政策を実施しているのかも参考となるのではないか。

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

令和6年4月16日伝達・公表予定



令和5年度補正予算額

100億円

現状・課題

大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要

事業内容

情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援する

- 支援対象：公立・私立の高等学校等
- 補助上限額：1,000万円/校（1,000校程度）
- 補助率：定額補助

○求める具体の取組例

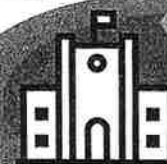
- ・情報Ⅱや数学Ⅱ・B、数学Ⅲ・C等の履修推進（遠隔授業の活用を含む）
- ・情報・数学等を重視した学科への転換、コースの設置（文理横断的な学びに重点的に取り組む新しい普通科への学科転換、コースの設置等）
- ・デジタルを活用した文理横断的・探究的な学びの実施
- ・デジタルものづくりなど、生徒の興味関心を高めるデジタル課外活動の促進
- ・高大接続の強化や多面的な高校入試の実施
- ・地方の小規模校において従来開設されていない理数系科目（数学Ⅲ等）の遠隔授業による実施
- ・専門高校において、大学等と連携したより高度な専門教科指導の実施、実践的な学びを評価する総合選抜の実施等の高大接続の強化

○支援対象例

ICT機器整備（ハイスペックPC、3Dプリンタ、動画・画像生成ソフト等）、遠隔授業用を含む通信機器整備、理数教育設備整備、専門高校の高度な実習設備整備、専門人材派遣等業務委託費 等

デジタル等成長分野の学部
・学科への進学者の増

成長分野の
担い手増加



- ・大学段階における理工系学部・学科の増
- ・自然科学（理系）分野の学生割合5割目標
- ・デジタル人材の増

【事業スキーム】

文部科学省

補助

学校設置者

（担当：初等中等教育局参事官付（高等学校担当））

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）採択校の決定について



学科別採択校数

学科	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	看護科
採択校数	654	59	158	120	11	12
学科	家庭科	情報科	福祉科	総合学科	理数科	その他
採択校数	21	23	12	70	50	104

※学科を併置する学校があるため採択校数の合計は1,010校にはならない。

(担当：初等中等教育局参事官付（高等学校担当）)

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）採択校の決定について



都道府県別採択校数

	採択校数				採択校数				採択校数		
	公立	私立	合計		公立	私立	合計		公立	私立	合計
北海道	32	8	40	石川県	10	3	13	岡山県	19	5	24
青森県	10	2	12	福井県	9	1	10	広島県	10	5	15
岩手県	18	3	21	山梨県	7	2	9	山口県	8	6	14
宮城県	14	2	16	長野県	15	3	18	徳島県	10	0	10
秋田県	15	1	16	岐阜県	9	4	13	香川県	4	4	8
山形県	15	2	17	静岡県	21	7	28	愛媛県	12	4	16
福島県	14	3	17	愛知県	33	10	43	高知県	9	4	13
茨城県	14	3	17	三重県	13	5	18	福岡県	20	15	35
栃木県	7	4	11	滋賀県	9	2	11	佐賀県	4	2	6
群馬県	17	5	22	京都府	23	12	35	長崎県	14	3	17
埼玉県	28	6	34	大阪府	44	17	61	熊本県	7	3	10
千葉県	27	11	38	兵庫県	36	13	49	大分県	12	2	14
東京都	47	54	101	奈良県	10	2	12	宮崎県	11	1	12
神奈川県	22	9	31	和歌山県	12	0	12	鹿児島県	14	2	16
新潟県	16	2	18	鳥取県	8	0	8	沖縄県	8	1	9
富山県	6	7	13	島根県	23	4	27	合計	746	264	1,010

【学校種別】

高等学校：981校 中等教育学校：16校 特別支援学校高等部：13校

(担当：初等中等教育局参事官付（高等学校担当）)

申請校数

1,097校

（公立：812校、私立：285校）
（申請額：107.7億円）

審査

採択校数

1,010校

（公立：746校、私立：264校）
（採択額：100億円）

以下の観点で審査を行い、採択校を決定

- ① 各都道府県に割り当てた枠のなかで、取組内容に応じた加点が高い順に採択（基礎枠）
- ② それ以外の学校について、取組内容に応じた加点が高い順に予算の範囲内で採択（全国枠）

今後のスケジュール（予定）

- ・4月16日 交付決定・採択校公表
- ・6月上旬 概算払い
- ・翌3月末 事業完了報告

（担当：初等中等教育局参事官付（高等学校担当））

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）採択校の決定について

採択校における情報Ⅱ等※1の開設学校数、生徒の履修率

	学校数	生徒の履修率※6	
		現状値※2	目標値
既開設（R6年度開設を含む）	695校	38.6%	57.7%※3
令和8年度までに開設	571校	-	52.2%※4

※既開設、令和8年度までに開設の両方に該当する学校があるため合計は1,010校にはならない。

※1 情報Ⅱ等

・情報Ⅱ

・数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な学校設定教科・科目及び総合的な探究の時間

・情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目

※2 R5年度時点現状値

※3 R8年度目標値

※4 R10年度目標値

採択校におけるデジタル環境の整備

全採択校においてデジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備

採択校における大学理系学部進学率※5

	現状値※6	目標値（R10年度）※6
大学理系学部進学率	19.5%	28.9%

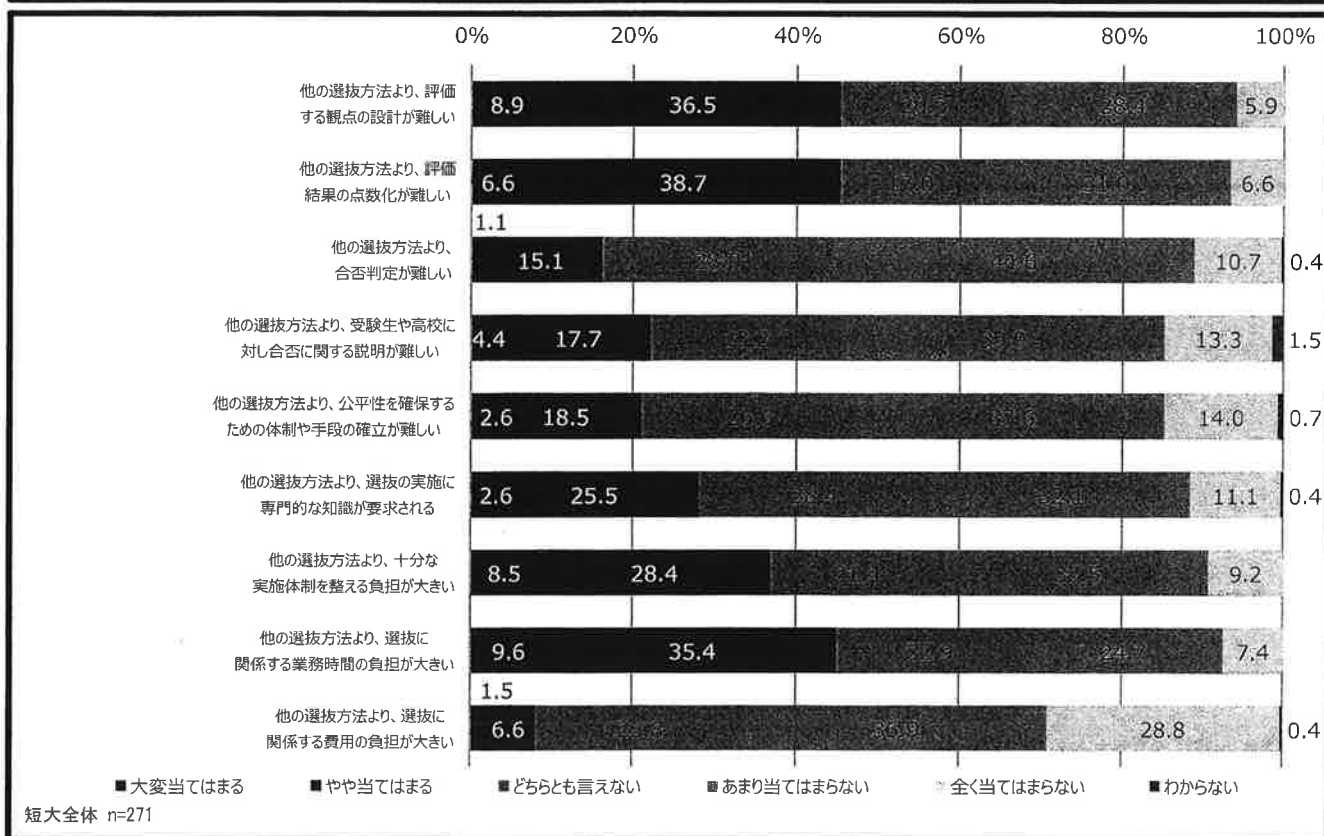
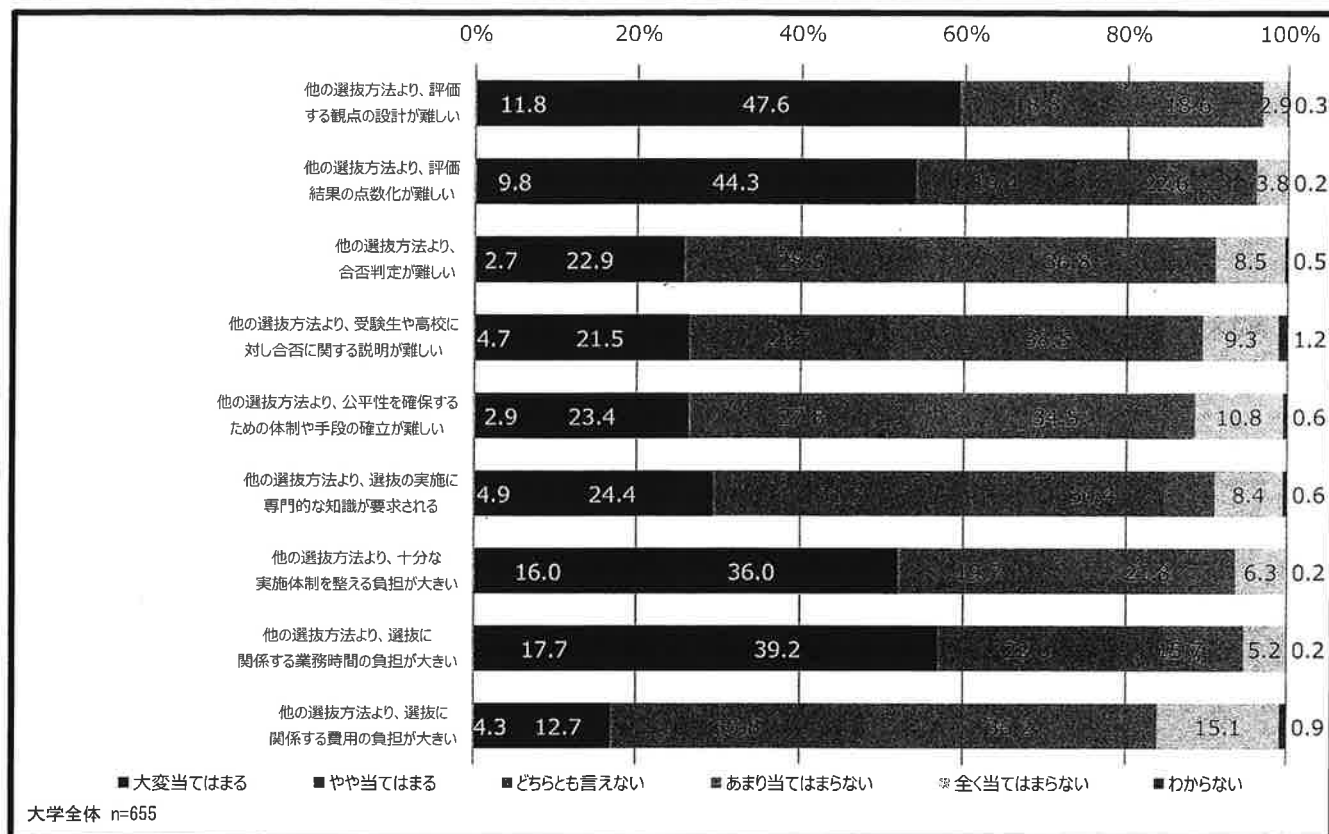
※5 卒業生全体（就職や専門学校への進学等を含む）に占める割合

※6 生徒の履修率、進学率は採択校の数値の平均

（担当：初等中等教育局参事官付（高等学校担当））

(5) 「総合型選抜」導入課題

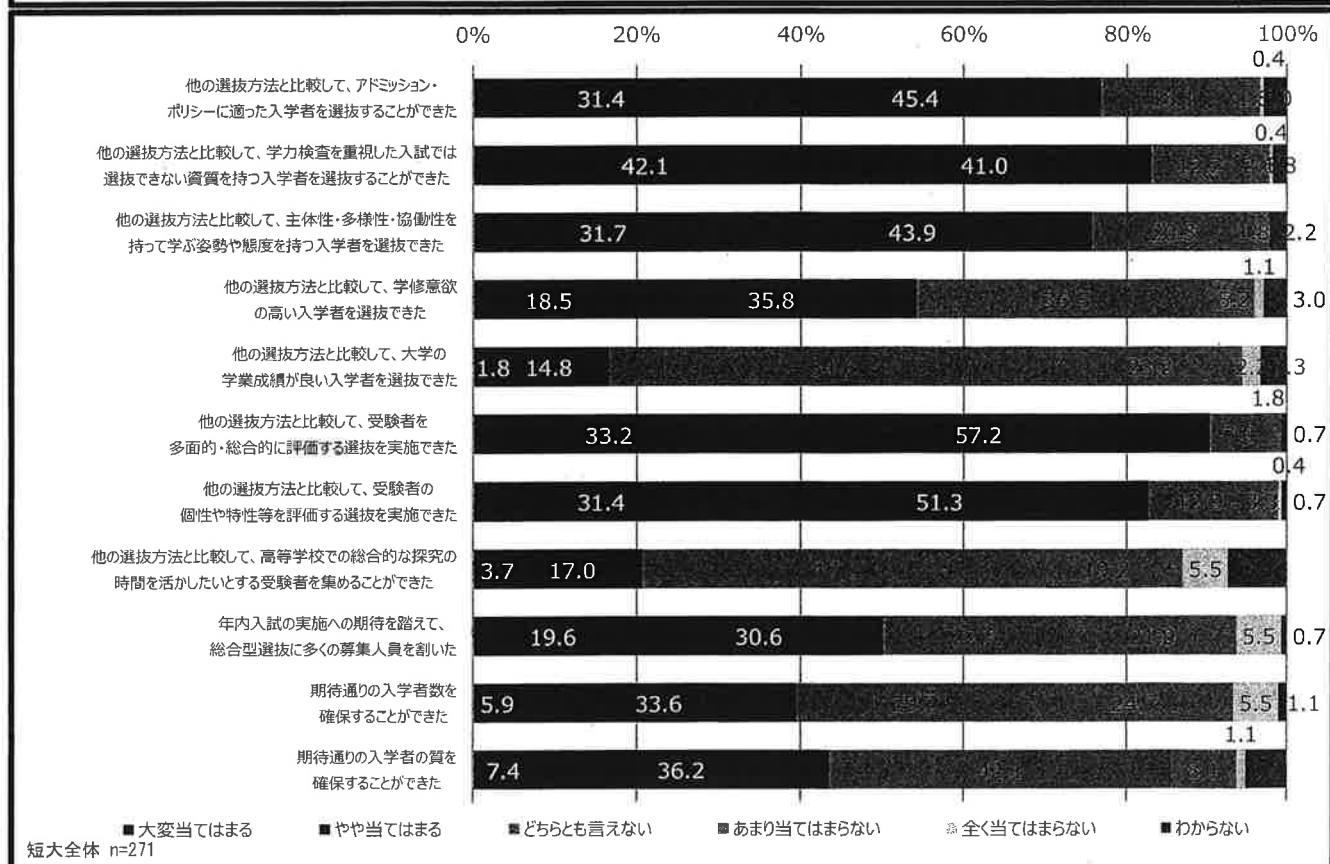
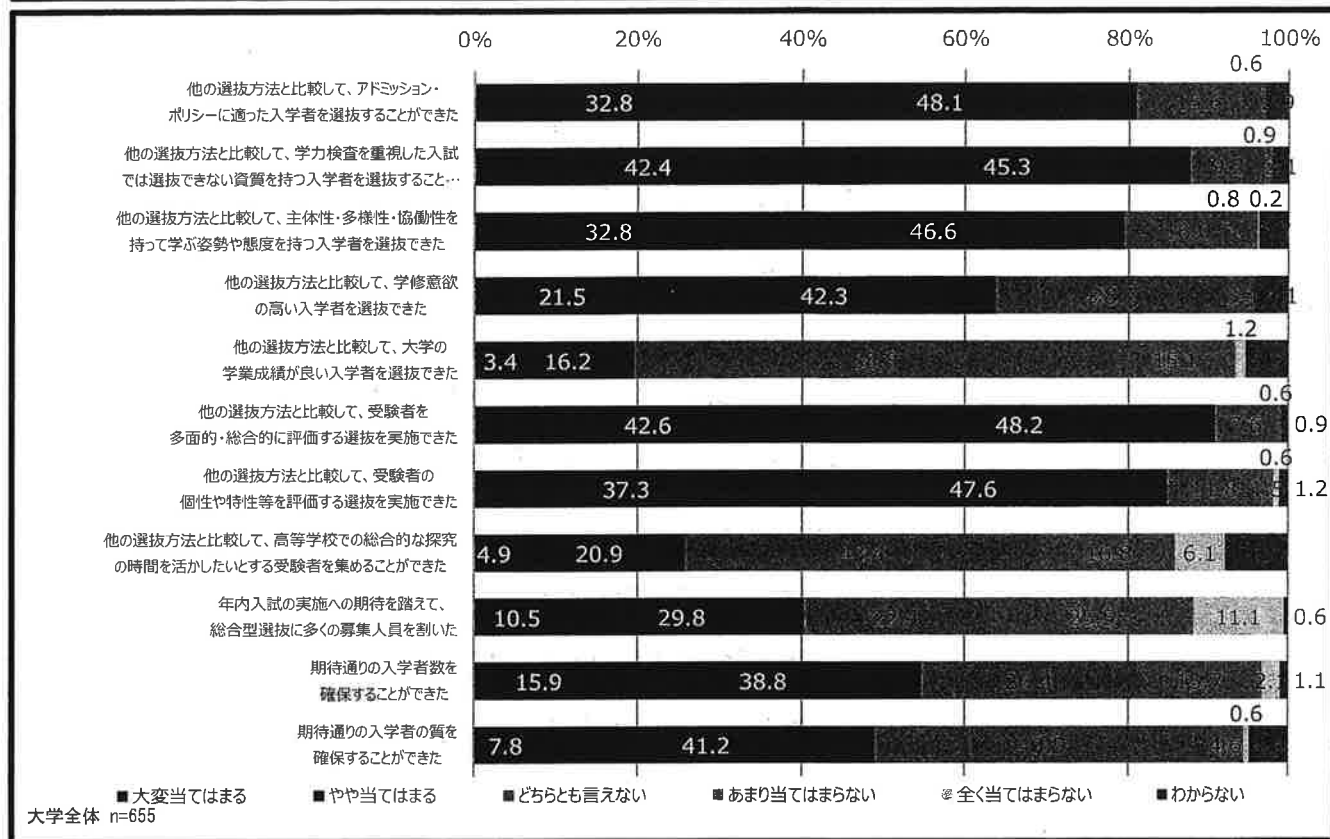
- 「大変当てはまる」、「やや当てはまる」の合計で見ると、大学、短大ともに、「他の選抜方法より、評価する観点の設計が難しい」とする回答が最も多い。次いで「他の選抜方法より、選抜に関係する業務時間の負担が大きい」、「他の選抜方法より、評価結果の点数化が難しい」となっている。



出典：文部科学省「令和5年度大学入学者選抜における総合型選抜の導入効果に関する調査研究」

(4) 「総合型選抜」導入の効果

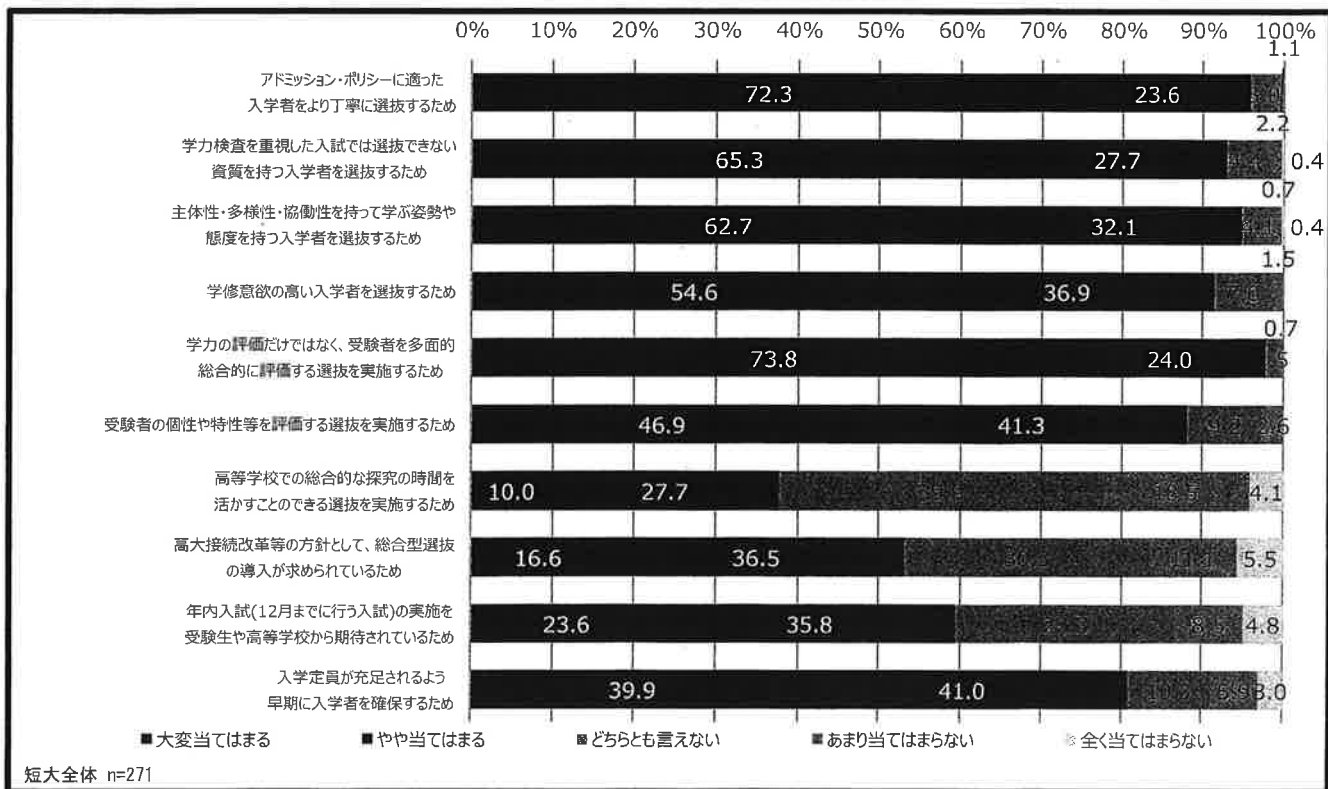
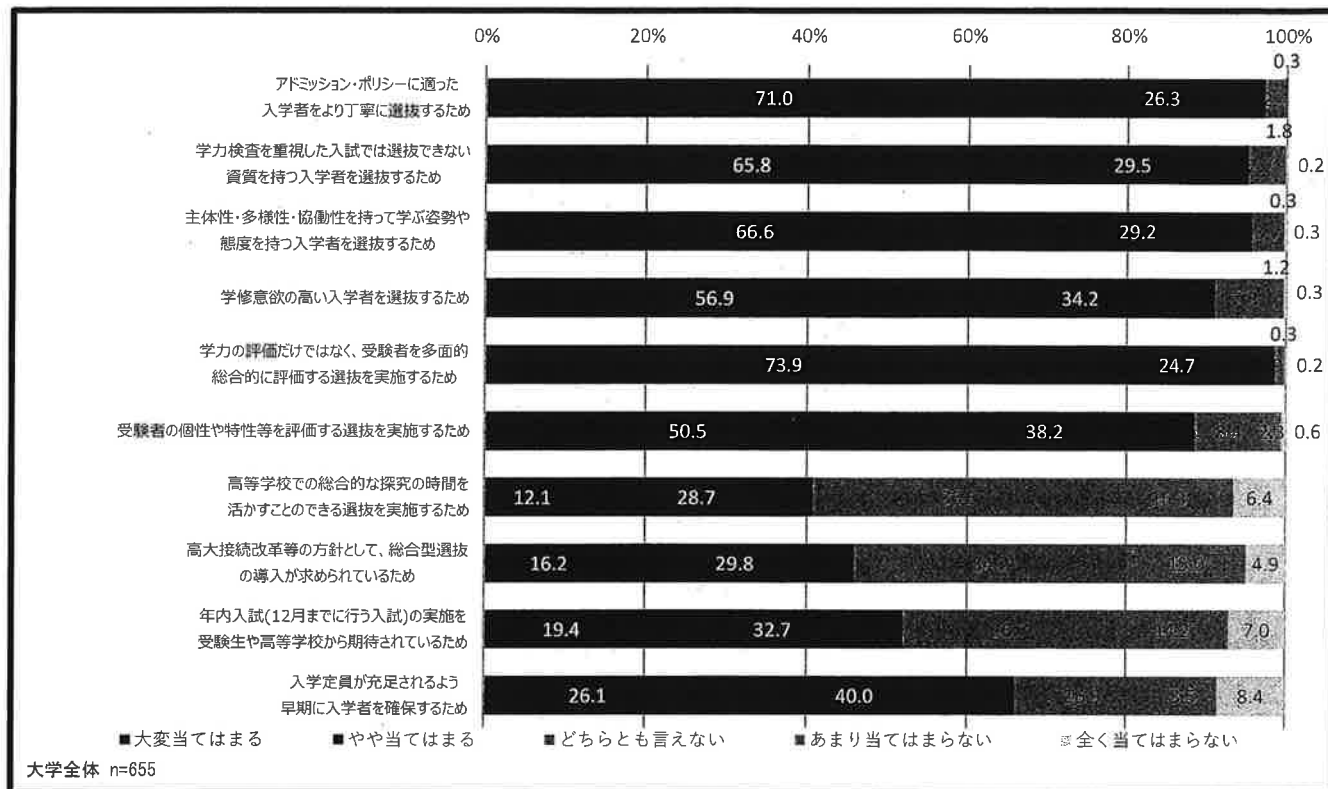
- 「大変当てはまる」、「やや当てはまる」の合計を見ると、大学、短大ともに、「他の選抜方法と比較して、受験者を多面的・総合的に評価する選抜を実施できた」、「他の選抜方法と比較して、学力検査を重視した入試では選抜できない資質を持つ入学者を選抜することができた」とする回答が多い。



出典：文部科学省「令和5年度大学入学選抜における総合型選抜の導入効果に関する調査研究」

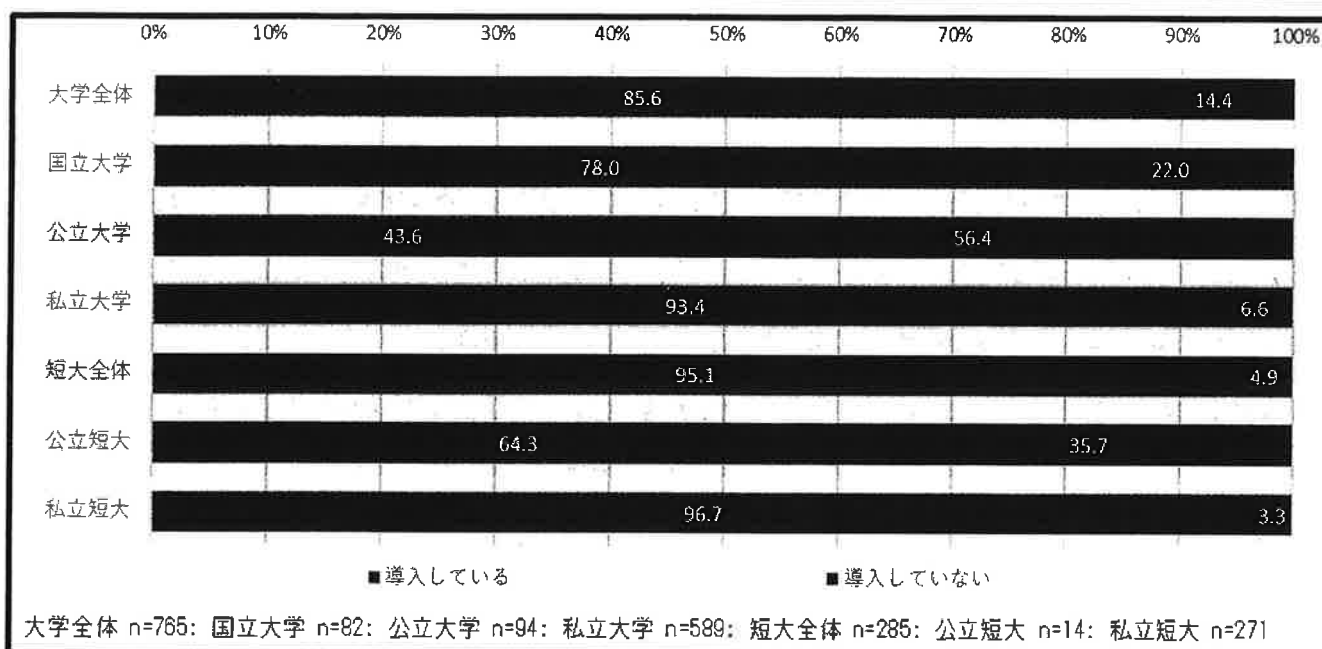
(3) 「総合型選抜」導入の目的

- 「大変当てはまる」、「やや当てはまる」の合計を見ると、大学、短大ともに、「学力の評価だけではなく、受験者を多面的・総合的に評価する選抜を実施するため」が最も多い。
- 次いで、「アドミッション・ポリシーに適った入学者をより丁寧に選抜するため」、「主体性・多様性・協働性を持って学ぶ姿勢や態度を持つ入学者を選抜するため」となっている。



(1) 設置主体別「総合型選抜」導入率

- 大学は85.6%、短大は95.1%で「総合型選抜」の導入が進む。大学、短大ともに、私立の「総合型選抜」導入率が最も高い。私立短大の導入率は96.7%である。
- 大学については、公立の導入率が43.3%と最も低い。



(2) 規模別「総合型選抜」導入率

- 大学では、規模が小さくなるほど、「総合型選抜」導入率が低下する。

